

大旦川流域（村山市、東根市）を 特定都市河川および特定都市河川流域に指定

大旦川流域では、令和2年7月や令和6年9月の大雨により家屋が浸水するなど甚大な被害が発生しました。最上川と大旦川の合流点には、最上川からの逆流を防ぐため大旦川水門と排水機場が設置されていますが、水門が閉鎖されると内水氾濫のおそれがあります。

今後、気候変動の影響による水災害の頻発化・激甚化が予想されており、これに対応するため、大旦川流域内のあらゆる関係者が協働して浸水被害の軽減対策である「流域治水」の取組を推進する必要があります。

大旦川流域では「流域治水」を本格的に実践するため、特定都市河川制度を活用し、河川整備等のハード対策の加速化や雨水出水抑制対策に取り組んでいきます。

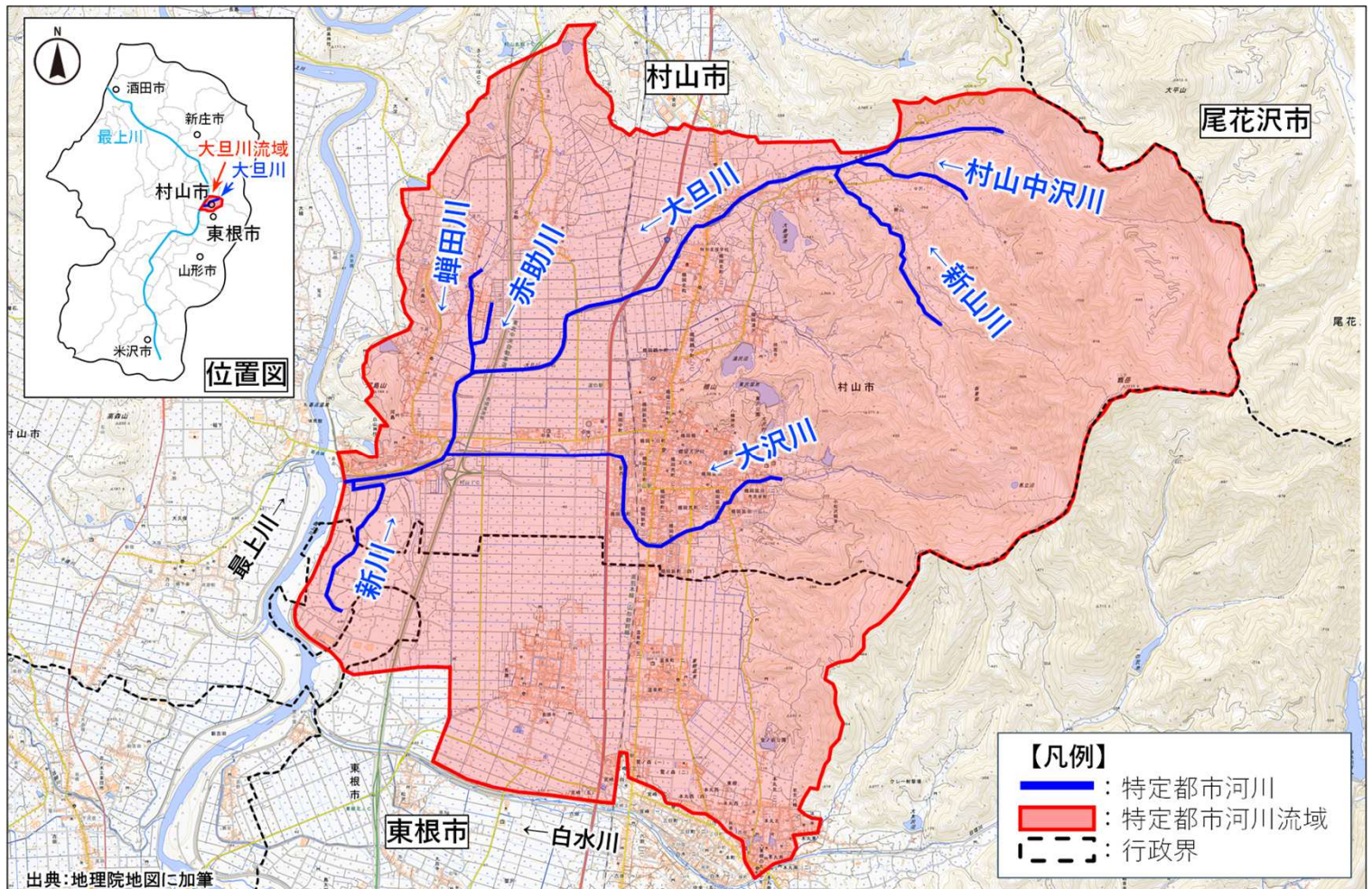


▲ 令和2年7月豪雨の浸水状況 ▲



▲ 令和6年9月大雨の浸水状況 ▲

大旦川流域の概要



出典：地理院地図に加筆

特定都市河川流域で雨水浸透阻害行為を行う際には 流出抑制のため **許可が必要** です

許可が必要な雨水浸透阻害行為とは、現在の土地に対し、地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量を増加させるおそれのある行為で、その面積が **1,000㎡以上** のものが該当します。

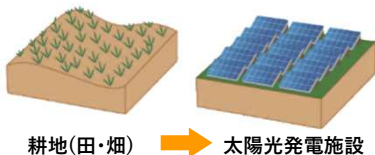
特定都市河川流域において雨水浸透阻害行為を行う場合、**山形県知事の許可**が必要となり、行為前の流出量より増加しないよう対策工事（雨水貯留浸透施設の設置）が義務付けられます。

対象となる雨水浸透阻害行為の例

① 宅地等以外の土地を宅地等にするため
に行う土地の形質の変更



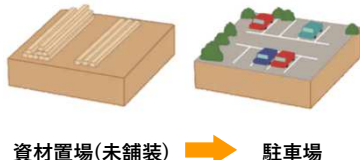
② 宅地等以外の土地への太陽光発電施設
の設置



③ ローラー等により土地を締め固める
行為

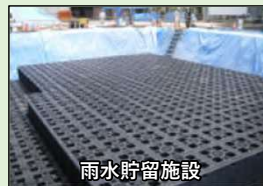


④ 土地の舗装(不透水性の材料で覆うこと)



宅地等に含まれる土地：宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道、飛行場
宅地等以外の土地：山地、林地、耕地、原野等（注：太陽光発電施設は宅地に該当）

対策工事の例（雨水貯留・浸透施設）



雨水浸透阻害行為の許可申請手続きについては
山形県ホームページに掲載している
「雨水浸透阻害行為の許可申請の手引き」を
ご覧ください。



<https://www.pref.yamagata.jp/180006/tosikasen/usuisintousogai.html>

雨水浸透阻害行為の許可申請フロー

特定都市河川流域内で、開発の規模は **1,000㎡以上** ですか？

特定都市河川流域の詳細な区域は、山形県ホームページでご確認ください。



<https://www.pref.yamagata.jp/180006/tosikasen/tosikasen-top.html>

YES

事前相談が必要です。

確認事項

現在及び計画の土地利用、土地利用毎の面積
雨水浸透阻害行為の面積算定 等

必要書類

山形県ホームページよりご確認ください。

<https://www.pref.yamagata.jp/180006/tosikasen/usuisintousogai.html>



NO

事前相談は不要ですが

雨水流出抑制の**努力義務**があります。

（特定都市河川浸水被害対策法第40条）

YES

雨水浸透阻害行為の面積は **1,000㎡以上** ですか？

YES

雨水浸透阻害行為の**事前相談が必要**です。

（特定都市河川浸水被害対策法第30条）

確認事項

対策工事 等

必要書類

山形県ホームページよりご確認ください。

<https://www.pref.yamagata.jp/180006/tosikasen/usuisintousogai.html>



NO

雨水浸透阻害行為の**事前相談は不要**ですが

雨水流出抑制の**努力義務**があります。

（特定都市河川浸水被害対策法第40条）

※開発に伴い必要となる都市計画法など、他の法令などに基づく手続きを不要とするものではありません。

